

Chloe Burnett, Intra-Group Debt at the Crossroads: Stand-Alone versus Worldwide Approach, World Tax Journal, Vol. 6, Issue 1, 40-76 (February 2014)



東京大学大学院法学政治学研究科教授 増井良啓

はしがき 本稿は、平成26年6月25日開催の国際課税研究会における東京大学大学院法学政治学研究科教授増井良啓氏による海外論文紹介「Chloe Burnett, Intra-Group Debt at the Crossroads: Stand-Alone versus Worldwide Approach, World Tax Journal, Vol. 6, Issue 1, 40-76 (February 2014)」を取りまとめたものである。

* * *

1. 背景

日本で過少資本税制を導入したのは1992年、過大支払利子税制を導入したのは2012年である。日本以外の各国も、関連会社間負債に係る利子費用控除による課税ベースの浸食に対抗して、国内法で種々の対抗措置を設けてきた。しかし、各国のルールが不均一であるため、二重課税と二重非課税が生ずる。この中で、2013年、G20とOECDは、BEPS行動計画4において、負債利子費用控除にとりくむことを明らかにした。

本論文は、企業グループ内負債に関する各国における既存の対抗措置を、「独立アプローチ (stand-alone approach)」と「全世界アプ

チ (worldwide approach)」を両極とする分類軸の中に位置づける。そのうえで、後者の「全世界アプローチ」が望ましいと論じ、結論として、各国が利子費用控除の制限措置として、全世界企業グループの第三者負債比率を上限としてローカル企業の負債比率を決するやり方を採用すべきであると提言する。

著者のBurnett氏は、オーストラリアのバリスタである。2004年にシドニー大学でBachelor of Lawsを、2005年にニューヨーク大学でMaster of Lawsをそれぞれ取得し、2006年からシドニー・ロー・スクールのAdjunct Lecturerをつとめている。

2. 論文の要旨

本論文は、6章から構成される。

序章は、導入部分である。

第2章「本論文の範囲」は、本論文が何を取り上げるかを、前もって読者に知らせている。まず、用語を定義し、金融機関以外の多国籍企業を考察対象にすること、企業グループ内負債だけでなく第三者に対する負債も視野に入れること、しかし、第三者に対する負債の総量が過大になることを税制が抑制すべきか否かは検討

対象にしないことを述べる（第1節）。続いて、本論文の対象は主に源泉地国における利子費用控除であるところ、源泉地国の源泉徴収税および居住地国における課税にも目配りすることを予告する。また、本論文の提案が、租税回避への対抗措置として意味があるだけでなく、少なくとも金融機関以外の企業にとっては中立的な配賦ルールとして機能するという見通しを示す（第2節）。

第3章「対立するアプローチ—Stand-AloneかWorldwideか」は、企業グループの利子費用控除に対する各国の制限措置を、「独立アプローチ（stand-alone approach）」と「全世界アプローチ（worldwide approach）」を両極とする分類軸の中に位置づける。

ここに「独立アプローチ」とは、ローカル子会社単体での負債比率と利率に着目し、当該子会社が独立企業原則の下でどれだけの額をいかなる利率で借り入れることができるかを問題にする。独立アプローチの例として本論文があげるのは、英国が移転価格ルールの一部として設けている過少資本制度（Paragraph 1, Schedule 28AA, Income and Corporation Taxes Act 1988, ただし国内におけるレベレッジの効いた企業買収に関する特例として worldwide debt capがある）、および、OECDモデル条約9条に対応して多くの国が採用する移転価格税制である（第1節）。

これに対し、「全世界アプローチ」は、全世界連結グループに着目して企業グループ全体の対第三者負債比率と利子費用を測定したうえで、その比率を基礎にしてローカル子会社単体の負債比率の適否を判定し、超過部分につき利子費用控除を制限する。あるいは、グループ内負債を計算上無視して、どの国で借り入れたかを問わず、グループの対第三者負債利子控除額を資産額に基づいて関係国に配賦する。全世界アプローチの例としては、ドイツが2008年に導入した利子費用控除制限措置における適用除外規定（KStG Art. 8a）や、オーストラリアとNZの

過少資本税制、米国の外国税額控除限度額算定における利子配賦ルール（interest allocation rule）などがあげられている（第2節）。

以上のふたつがスペクトラムの両極に位置するアプローチであるとすれば、多くの国のルールは独立アプローチ寄りの中間的な方式を採用しており、負債と資本について、あるいは、利子と所得について、固定比率を設けて利子費用控除を制限している。そして、各国のこのようなルールがバラバラであるため、子会社の居住地国で利子費用の控除を制限し、親会社の居住地国で受取利子を課税の対象に含めたままにする、といった二重課税が生ずる。また、子会社側で利子費用控除が可能であるのに、何らかの理由により親会社側で課税の対象にしない、といった二重非課税が生ずる（第3節）。

このような現状分析をうけて、第4章「基礎的命題」は、次の4つの命題の当否を順番に検証することを通じて、全世界アプローチを採用すべきである旨を論ずる。

*第1命題「グループ内負債（intra-group debt）は、税引前でみて、資本（equity）の近似的または完全な代替である。」

*第2命題「子会社は負債の特定可能な適正額（arm's length amount）を有しており、グループ内融資は特定可能な独立企業間価格（arm's length price）を有している。」

*第3命題「多国籍グループがどこで対第三者負債を負うかの選択は、租税上の考慮に影響（支配）される。」

*第4命題「租税目的では、多国籍グループは、それが活動する国のそれぞれにおいて同レベルの負債比率と利率を有するべきである。」

第4章の議論のはこびは、次のとおりである。大前提として、企業グループ内の融資は、経済的には、資本拠出を行うことと何ら変わりがない。これが第1命題であり、本論文はコーポレート・ファイナンスや多国籍企業の経済学などの知見を駆使して、税引前でみると両者が代替的に用いられることを論証する（第1節）。

そこでは、倒産リスク、情報の非対称性、経営陣のインセンティブ、シグナリング費用、事業の成熟性といった、伝統的に負債と資本の選択に関して指摘されてきた点について検討を加えている。関連して、各国による GAAR（一般的租税回避否認規定）を用いた負債と資本の租税目的の引き直しの試みが失敗してきたことも、指摘している（本論文62頁）。

次に、第2命題は、独立企業原則に基づきスタンド・アローンで子会社レベルの利子費用控除を制限するための理論的前提である。ところが、本論文は、独立企業原則の下で適正負債比率と適正利率について広範なレンジが存在すること、および、資金調達の方法が企業価値の創出に関係しないことを指摘し、この第2命題を完全に否定する（第2節）。となると、英国の立法例のみならず、独立企業原則でもって利子費用控除を制限しようとする現在の多くの立法例は理論的妥当性を欠くことになる。

それでは、グループ内負債を資本に引き直し、租税目的上、利子を配当として扱えばよいのか。それでは十分でない、というのが第3命題の帰結である（第3節）。というのも、グループ内負債と対第三者負債は代替的であることが実証されているところ、多国籍企業は対第三者負債をどの国で起こすかを租税目的に応じて自由に決めることができる。よって、グループ内利子について損金不算入措置を講じたとしても、企業としては対第三者利子を利用するやり方に転換してしまうだけだからである。

こうして、本論文は、第4命題、すなわち、全世界どこに所在する子会社であっても等しい負債比率と利率でもって利子費用控除を決すべきであるという全世界アプローチにたどりつく（第4節）。企業の資金調達にあたり負債と資本が代替的であり、両者が不可分にあわさって総資産をファイナンスする以上、対第三者負債利子費用を配賦するキーとしては、資産を用いることが論理的である（本論文67頁）。このように論じて、本論文は、資産の測定方法を検討

する。そして、全世界アプローチが定式分配法（formulary apportionment）ではないかという疑問に応答する。

第5章「全世界比率アプローチの帰結—『残余利益』の消去」は、全世界比率によって各国の利子費用控除制限を行うというアプローチを採用するメリットとして、「残余利益（residual）」を消去できるとする。ここに「残余利益」とは、グループ全体の利益のうち、独立企業原則によって配分しつくすことのできない残余部分のことを指す（第1節）。グループ内負債に関する残余利益は巨大であり（第2節）、税額減少のために利用させないことがポリシーとして望ましい（第3節）。

第6章「実現可能な次のステップ」は、全世界ベースの負債対資本比率に基づく利子費用控除制限を、BEPSプロジェクトが支持し、より多くの国が採用すべきであると提言する（第1節）。さらに、この提言に伴う論点として、EU法との整合性（第2節）、利率の設定方式として対第三者負債利率に依拠すべきこと（第3節）、移行措置（第4節）、二重課税排除措置（第5節）、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント対策などの補完措置（第6節）に言及する。そのうえで、OECDとG20のリーダーシップを呼びかけて（第7節）、本論文を結んでいる。

3. コメント

本論文は、BEPS 行動計画4を意識して明確な提言を行っている。基本的な方向性は2008年のGraetz論文（日本語訳として青山慶二・租税研究721号183頁（2009年））と同様であるが、次の点がすぐれている。

* 各国の雑多な利子費用控除制限ルールを、統一的な分類軸の上に整理している点。そのさい、各国の有する複数の制度（たとえば日本でいえば移転価格税制・過少資本税制・過大支払利子税制）を横断的・機能的に観察して

いる（本論文47頁）。また、多国籍企業にとって現実的に意味のあるセーフ・ハーバーの具体的な設計に着目して、本論文が「全世界アプローチ」として定式化する発想の萌芽を読み取っている（同50頁）。このように、各国の具体的な制度の細部にわけいて立論をくみためており、高い実証性をもつ論文といえる。

* 4つの命題を検証するという斬新なスタイルによって、望ましいルールのある方を検討している点。第4章で検討される第1命題の妥当性は、親会社が完全子会社に融資する場合を考えればわかるように、私たちの直感に訴えるところがある（増井良啓「多国籍企業の利子費用控除に関する最近の議論」日本租税研究協会『消費税と国際課税への大きな潮流』12頁（2013年））。本論文は、この点についていろいろな知的道具立てを駆使して分厚く論証を施したうえで、なぜ伝統的な独立企業原則の適用だけでは足りないのか、また、どうして負債と資本の単純な引き直しではうまくいかないのか、をかなり説得的に論じている。その結果、第4命題に集約される構造的改革の必要性を、読者に印象づけることに成功している。

もっとも、本論文にも、次の課題がある。

* 金融機関について、どのような対応が望ましいか。本論文はこの点を自覚的に検討対象外としているが、実際には、これはかなり大きな問題である。もし金融機関について異なる取り扱いを行うことになれば、本論文の「全世界アプローチ」が適用される一般事業会社と、適用されない金融機関との間の線引き問題が発生する。

* 本論文の提言する「全世界アプローチ」は、1995年移転価格ガイドラインで拒絶され、その後も世界的コンセンサスを得ていないところの定式分配法そのものではないか。本論文は、この疑問に対する反論として、グループ全体の利益を分配するのではなく利子費用を配賦するにとどまること、多国間レジームを要するのではなく各国が国内法で実施できること、をあげている。この反論がどこまで説得的であるかは、さらに検討の余地があるだろう。

しかし、これらの課題を指摘しうるのも、本論文が各国の制度を丹念に分析し、明晰に論を組み立てているからである。課題があるからといって、本論文の価値を損なうものではない。本論文の提案は基本的に各国の国内法改正で実施可能である。多国籍企業グループの対第三者負債比率を上限とするやり方は、観察可能なデータを指標とするがゆえに、現行のパッチワークよりも客観性が高い。もちろん、そうはいつでも、企業グループの定義や対第三者負債の定義などをめぐり、各国の国内法の基準がズレる場合も想定される。その場合には、次のステップとして、多国間協議によって、各国の基準を調和することが必要になるであろう。

なお、本論文の掲載誌 World Tax Journal は、レビュー誌であって、注目すべき論文をしばしば掲載する。にもかかわらず、刊行が比較的最近であるせいであろうか、日本国内ではこれを所蔵する図書館が少ない。その存在は、専門家の間でも、あまり知られていないように思われる。そのこともあって、本論文の論旨を本誌で紹介することには、意味があると考えられる。